

新型コロナウイルス感染症関係 介護保険料減免等判定 簡易フロー

スタート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

いいえ

新型コロナウイルス感染症関係の
保険料減免対象外です

はい

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

【収入減少基準】①・②のすべての条件を満たす

基準
①

世帯の主たる生計維持者について、
「事業収入」「給与収入」「不動産収入」「山林収入」のいずれかの収入が
前年と比べて3割以上減少する見込みである。

基準
②

世帯の主たる生計維持者について、
基準①以外の前年の所得の合計が400万円以下である。

注：基準①の事業収入等に係る前年所得の合計が0円以下の場合、本減免の対象となりません。

はい

主たる生計維持者が「廃業」または「失業」した。

いいえ

はい

いいえ

申請により介護保険料が、
免除される可能性
があります **A**

申請により介護保険料が、
減額または免除される可能
性があります **B**

申請により介護保険料が、
減額または免除される可能
性があります **C**

新型コロナウイルス感
染症関係の保険料減免
対象外です

減
額
の
対
象
で
す